

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項 に規定する評価の結果の交付に係る業務約款

申請者（以下「甲」という）及びハウスプラス中国住宅保証株式会社（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示、命令等を遵守し、この約款（依頼書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「ハウスプラス中国住宅保証株式会社建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果の交付に係る業務要領」（以下「要領」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、依頼する住宅の情報を建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果交付依頼書（以下「依頼書」という）に明記しなければならない。
- 2 甲は、関係法令及び要領に従い、依頼書ならびに適合性評価に必要な図書を乙に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が提出された書類のみでは適合性評価を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の適合性評価の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 4 甲は、要領に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 5 消費税率の改定が行われた場合の前項の引受承諾書に定められた額の料金に係る消費税率は、当該業務の役務が完了した日の改定税率が適用されるものとして、甲はその料金の差額について乙に支払わなければならない。
 - 6 甲は、乙の適合性評価において、対象建築物の計画に関しおこなった依頼図書等の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに依頼図書等の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。
 - 7 甲は、代理者に手続きを依頼する場合にあっては、代理者に委任の意思を表示するとともに、作成された委任状が甲の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、関係法令等によるほか業務要領に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、適合性評価を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた第3条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに適合性評価を行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の適合性評価の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに適合性評価を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
 - 3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
 - 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（料金の支払期日）

第4条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。

- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、評価の結果を交付しない。この場合において、乙が当該評価の結果を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

第5条 甲は、要領に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振り込みにかかる費用は、甲の負担とする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(評価の結果の交付前の変更申請)

第6条 甲は、評価の結果の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の依頼図書等を乙に提出しなければならない。

- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の依頼を取り下げ、別件として改めて乙に依頼しなければならない。
- 3 前項に規定する依頼の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、適合性評価を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれを返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（依頼の取り下げ）のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれを支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに料金を支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日までに評価の結果を交付することができないとき
- 2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれを支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

- 第9条 乙は、適合性評価を実施することにより、甲の依頼に係る建築物が建築基準法並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。
- 2 乙は、適合性評価を実施することにより、甲の依頼に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。
 - 3 乙は、甲が提出した依頼図書等に善管注意義務に基づき、適合性評価を行っても発見することが困難な虚偽があることその他に事由により、適切な適合性評価を行うことができなかつた場合は、当該評価の結果に責任を負わないものとする。
 - 4 委任状の記載事項に関して、甲と代理者の間に生じた紛争について、乙は責任を負わないものとする。

(国土交通省等への報告)

- 第10条 乙の行う適合性評価において、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、当該事案にかかる適合性評価の内容、判断根拠その他の情報について、報告等を行うことができるものとする。

(秘密保持)

- 第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。
- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。ただし、甲の請求があつた場合は、個人情報の第三者への提供は、すみやかに停止するものとする。
 - (1) 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (2) 既に公知の情報である場合
 - (3) 甲の書面による承認を得た場合
 - (4) 乙の、当該契約に定める業務以外の業務を行う部署に開示または提供する場合であつて、当該部署に対し、秘密情報の安全性を確保し、かつ、秘密情報を保持するよう周知徹底の上、遵守させる場合

(別途協議)

- 第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則) この約款は令和3年1月4日より施行する

令和 3年 1月 20日 改定